

等)の運行を進め、住民の生活利便に配慮した公共交通体系を構築するものである。

4 育み・支えあうまちづくりプロジェクト

岩井市・猿島町の1市1町においても、急速に少子高齢化が進行しており、今後、更なる子育て環境の整備や高齢者福祉の充実が求められている。

こうしたなかで、新市においては、専門の組織や専門職の設置・配置が可能になることなど、合併効果を生かして、若い世代が安心して子育てができる施策の展開や高齢者・障害者福祉の充実など、地域全体で支えあう福祉施策の充実を図るとともに、新市の未来を拓く子供たちの教育の充実を図る。

具体的施策の展開として、学童保育や子育てサポーター制度の充実、子育て支援拠点施設の整備、拡充など子育て支援システムづくりを進める。

また、教育分野として、幼稚園と保育園の連携強化や、環境や情報化、国際化に対応した教育内容の充実を図る。また、利便性の高い図書館ネットワークシステムの構築を図るなど、楽しく学べる環境づくりを進めるものである。

5 資源循環型社会のリーディング都市づくりプロジェクト

新市は、河川や平地林、農地など、内外に誇れる豊かな自然環境を有している。これらの恵まれた自然を未来に引き継ぎ、持続的に発展していくことを目指して、住民と協働して、資源循環型リーディング都市づくりを実践する。

具体的施策展開として、環境基本条例や計画の策定、堆肥化センター等の整備検討などを進める。さらに資源循環型産業の育成として、環境に優しいゼロエミッション工業団地の整備検討などを進めるものである。

資料 10 合併に伴う専決処分

○専決処分条例

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成17年3月30日提出

坂東市長職務執行者 野口正夫

<別紙>

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成17年3月22日

坂東市長職務執行者 野口正夫

記

坂東市設置に伴い、坂東市役所の位置を定める条例ほか162件の条例を制定し、公布する。

- 1 坂東市役所の位置を定める条例
- 2 坂東市の休日を定める条例
- 3 坂東市公告式条例
- 4 坂東市議会定例会の回数を定める条例
- 5 坂東市議会政務調査費の交付に関する条例
- 6 坂東市部等設置条例
- 7 政治倫理の確立のための坂東市長の資産等の公開に関する条例
- 8 坂東市行政手続条例
- 9 坂東市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
- 10 坂東市情報公開条例
- 11 坂東市個人情報保護条例
- 12 坂東市情報公開及び個人情報保護審査会条例
- 13 坂東市安全で住みよいまちづくり条例
- 14 坂東市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例
- 15 坂東市議会議員及び市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
- 16 坂東市選挙公報発行条例
- 17 坂東市監査委員条例
- 18 坂東市固定資産評価審査委員会条例
- 19 坂東市職員定数条例
- 20 坂東市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例
- 21 坂東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- 22 坂東市職員の定年等に関する条例
- 23 坂東市職員の再任用に関する条例
- 24 坂東市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 25 坂東市職員の服務の宣誓に関する条例
- 26 坂東市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 27 坂東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 28 坂東市職員の育児休業等に関する条例
- 29 坂東市職員団体の登録に関する条例
- 30 坂東市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
- 31 坂東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- 32 坂東市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
- 33 坂東市証人等に対する実費弁償に関する条例
- 34 坂東市特別職報酬等審議会条例
- 35 坂東市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
- 36 坂東市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例
- 37 坂東市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 38 坂東市職員の給与に関する条例
- 39 坂東市職員の特殊勤務手当に関する条例
- 40 坂東市職員の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 41 坂東市職員の旅費に関する条例
- 42 坂東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 43 坂東市財政事情書の作成及び公表に関する条例
- 44 坂東市特別会計条例

- 45 坂東市税条例
- 46 坂東市都市計画税条例
- 47 坂東市国民健康保険税条例
- 48 坂東市行政財産使用料徴収条例
- 49 坂東市手数料徴収条例
- 50 坂東市の督促手数料及び延滞金徴収条例
- 51 坂東市財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例
- 52 坂東市財政調整基金条例
- 53 坂東市減債基金条例
- 54 坂東市収入証紙購入基金条例
- 55 坂東市公共施設整備基金条例
- 56 坂東市一世紀夢の基金条例
- 57 坂東市岩井地域ふるさと創生事業基金条例
- 58 坂東市猿島地域ふるさと振興基金条例
- 59 坂東市小林孝三郎奨学金等基金条例
- 60 坂東市地域福祉基金条例
- 61 坂東市介護給付費準備基金条例
- 62 坂東市土地開発基金条例
- 63 坂東市国際交流基金条例
- 64 坂東市高額療養費貸付基金条例
- 65 いわい市すすく報奨金基金の廃止に伴う経過措置に関する条例
- 66 坂東市立学校設置条例
- 67 坂東市障害児就学指導委員会条例
- 68 坂東市立幼稚園設置条例
- 69 坂東市立幼稚園保育料等徴収条例
- 70 坂東市立幼稚園長の旅費の支給に関する条例
- 71 坂東市立学校給食センターの設置及び管理等に関する条例
- 72 坂東市社会教育委員に関する条例
- 73 坂東市立公民館の設置及び管理等に関する条例
- 74 坂東市立図書館の設置及び管理等に関する条例
- 75 坂東市立猿島資料館の設置及び管理等に関する条例
- 76 坂東市民音楽ホールの設置及び管理等に関する条例
- 77 坂東市野外活動センターの設置及び管理等に関する条例
- 78 坂東市立コミュニティセンターの設置及び管理等に関する条例
- 79 坂東市青少年問題協議会条例
- 80 坂東市青少年センター設置条例
- 81 坂東市体育館の設置及び管理等に関する条例
- 82 坂東市テニスコートの設置及び管理等に関する条例
- 83 坂東市岩井球場の設置及び管理等に関する条例
- 84 坂東市幸神平公園等の設置及び管理等に関する条例
- 85 坂東市運動公園の設置及び管理等に関する条例
- 86 坂東市猿島武道館の設置及び管理等に関する条例
- 87 坂東市文化財保護条例
- 88 坂東市文化財保護審議会条例
- 89 坂東市逆井城跡公園の設置及び管理等に関する条例
- 90 坂東市福祉事務所設置条例
- 91 坂東市社会福祉法人の助成に関する条例

- 92 坂東市福祉センターの設置及び管理等に関する条例
- 93 坂東市デイサービス事業実施条例
- 94 坂東市医療福祉費支給に関する条例
- 95 坂東市すこやか医療費支援事業に関する条例
- 96 坂東市軽度生活援助事業に関する条例
- 97 坂東市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 98 坂東市保育所設置条例
- 99 坂東市保育の実施に関する条例
- 100 坂東市児童福祉センターの設置及び管理等に関する条例
- 101 坂東市さわやか子育て出産奨励金支給条例
- 102 坂東市在宅障害児福祉手当支給条例
- 103 坂東市交通遺児学資金支給条例
- 104 坂東市母子家庭等児童学資金支給条例
- 105 坂東市長寿顕彰条例
- 106 坂東市敬老祝金条例
- 107 坂東市在宅高齢者短期入所（ショートステイ）事業実施条例
- 108 坂東市老人ホーム入所判定委員会条例
- 109 坂東市高齢者保健福祉計画推進委員会条例
- 110 坂東市国民健康保険条例
- 111 坂東市介護保険条例
- 112 坂東市居宅介護支援事業実施条例
- 113 坂東市保健センターの設置及び管理等に関する条例
- 114 坂東市医療センター診療所の設置及び管理等に関する条例
- 115 坂東市健康づくり推進協議会条例
- 116 坂東市予防接種健康被害調査委員会条例
- 117 坂東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- 118 坂東市リサイクルセンターの設置及び管理等に関する条例
- 119 坂東市営斎場の設置及び管理等に関する条例
- 120 坂東市環境審議会条例
- 121 坂東市公害防止条例
- 122 坂東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例
- 123 坂東市空き地等の環境保全に関する条例
- 124 坂東市環境美化に関する条例
- 125 坂東市印鑑条例
- 126 坂東市多機能磁気カードの発行等に関する条例
- 127 坂東市防災会議条例
- 128 坂東市災害対策本部条例
- 129 坂東市違法駐車等の防止に関する条例
- 130 坂東市農業委員会の選挙による委員の定数条例
- 131 坂東市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例
- 132 坂東市生子菅地区農業構造改善センターの設置及び管理等に関する条例
- 133 坂東市市民農園の設置及び管理等に関する条例
- 134 坂東市農産物直売所の設置及び管理等に関する条例
- 135 坂東市農業振興地域整備促進協議会条例
- 136 坂東市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例
- 137 坂東市農業集落排水事業分担金徴収条例
- 138 坂東市農業集落排水水洗便所改造資金融資あっせん条例

- 139 坂東市火入れに関する条例
- 140 坂東市工場誘致条例
- 141 坂東市中小企業事業資金融資あっせん条例
- 142 坂東市高速バス等発着場の設置及び管理等に関する条例
- 143 坂東市地区計画等の案の作成手続に関する条例
- 144 坂東市住居表示に関する条例
- 145 坂東市住居表示審議会条例
- 146 坂東市都市公園条例
- 147 坂東市下水道条例
- 148 坂東市下水道設置条例
- 149 坂東市公共下水道事業受益者負担に関する条例
- 150 坂東市道路占用料条例
- 151 坂東市土採取事業規制条例
- 152 坂東市公共物管理条例
- 153 坂東市準用河川管理条例
- 154 坂東市営住宅管理条例
- 155 坂東市水道事業の設置等に関する条例
- 156 坂東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 157 坂東市水道事業分担金徴収条例
- 158 坂東市水道事業給水条例
- 159 坂東市沓掛工業団地水道給水条例
- 160 坂東市消防団の設置等に関する条例
- 161 坂東市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例
- 162 坂東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- 163 坂東市消防団員の公務災害による遺児就学援助費の支給に関する条例

○条例等の暫定施行について

坂東市告示第117号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定により，岩井市又は猿島町において施行された次の条例等を坂東市の条例等として当該地域に引き続き施行させるものとする。

平成17年3月22日

坂東市長職務執行者 野口正夫

- 1 合併前の岩井市の地域に施行されるもの
 - ・岩井市通学（園）バス利用者負担金徴収条例（平成10年岩井市条例第1号）
 - ・岩井市区長設置に関する規則（昭和52年岩井市規則第6号）
 - ・岩井市生産組合長設置に関する規則（昭和60年岩井市規則第1号）
 - ・岩井市在宅福祉サービスセンター事業実施要綱（平成11年岩井市告示第74号）
 - ・岩井市訪問介護利用者負担助成事業実施要綱（平成12年岩井市告示第67号）
 - ・岩井市工業振興対策事業費補助金交付要綱（平成16年岩井市告示第3号）
 - ・岩井市事業系ごみ搬入費用激変対策補助金交付要綱（平成14年岩井市制定）

- 2 合併前の猿島町の地域に施行されるもの
- ・猿島町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例（平成15年猿島町条例第14号）
 - ・猿島町工場及びその他の施設誘致条例（昭和36年猿島町条例第6号）
 - ・猿島町行政区設置規則（平成12年猿島町規則第1号）
 - ・猿島町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例規則（平成15年猿島町規則第13号）
 - ・猿島町水洗便所改造資金補助金交付規則（平成13年猿島町規則第6号）
 - ・ひとり暮らし老人等給食サービス事業実施要綱（平成13年猿島町告示第13号）
 - ・猿島町シルバー人材センター補助金交付要綱（平成16年猿島町告示第7号）
 - ・訪問介護利用者負担助成事業実施要綱（平成15年猿島町告示第15号）

○新市暫定予算専決処分

平成17年3月に開催された第1回坂東市議会臨時会において専決処分の報告をした平成16年度暫定予算は次のとおりである。

（単位：千円）

会 計 別		本年度予算
一 般 会 計		3,013,476
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	819,184
	老人保健特別会計	821,207
	介護保険特別会計	220,820
	介護事業特別会計	7,291
	公共下水道事業特別会計	516,678
	農業集落排水事業特別会計	338,661
	水道事業会計	98,340
小 計		2,822,181
合 計		5,835,657

一般会計歳入歳出事項別明細書

歳 入

（単位：千円）

1	市税	165,756
2	地方譲与税	117,793
3	利子割交付金	12,474
4	配当割交付金	1,009
5	株式等譲渡所得割交付金	874
6	ゴルフ場利用税交付金	17,956
7	自動車取得税交付金	41,723
8	交通安全対策特別交付金	3,723
9	分担金及び負担金	19,565
10	使用料及び手数料	8,659
11	国庫支出金	847,528
12	県支出金	439,346
13	財産収入	30
14	繰入金	295,859
15	諸収入	685,881
16	市債	355,300
歳 入 合 計		3,013,476

歳 出

(単位：千円)

1	議会費	2,627
2	総務費	1,023,549
3	民生費	372,853
4	衛生費	62,914
5	労働費	2
6	農林水産業費	226,641
7	商工費	9,990
8	土木費	352,508
9	消防費	4,353
10	教育費	190,442
11	公債費	752,597
12	予備費	15,000
歳 出 合 計		3,013,476

○一部事務組合等の専決処分

【一部事務組合等の規約改正】

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成17年3月22日

坂東市長職務執行者 野口正夫

記

茨城県市町村総合事務組合同規約の一部改正について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の3第1項の規定に基づき従前の例により事務を行うこととしていた茨城県市町村総合事務組合同規約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成16年10月16日から平成17年3月28日までの間に効力を生じた組合を組織する市町村の合併等に係る改正を別紙のとおり行うものとする。

〈別 紙〉

茨城県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

第1条 茨城県市町村総合事務組合同規約（昭和50年地指令第614号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号イ中「第36条の3第1項」の次に「及び第2項」を加え、「消防に協力援助」を「消防作業に従事した者又は救急業務に協力」に改め、同号オ中「第84条第1項」の次に「（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

別表第2第5区の項中「多賀郡十王町」を削る。

第2条 茨城県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「別表第1」を「別表」に改める。

第6条第1項中「28人」を「16人」に改め、同項第2号中「3人」を「2人」に改め、同項第3号中「13人」を「4人」に改め、同項第4号中「4人」を「2人」に改め、同条第2項中「別表第2に定める選挙区ごとに、その選挙区に応ずる定数により」を削る。

第10条の見出しを「(組合長、副組合長等)」に改め、同条第1項中「3人及び収入役」を「1人」に改め、同条第2項中「助役」の次に「及び収入役」を加える。

第13条第1項中「3人」を「2人」に改め、同条第2項中「2人」を「1人」に改める。

別表第1を別表とする。

別表第2を削る。

附 則

この規約は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条 茨城県知事の許可のあった日

(2) 第2条 平成17年7月1日

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成17年3月22日

坂東市長職務執行者 野 口 正 夫

記

茨城租税債権管理機構規約の改正について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の3第1項の規定に基づき従前の例により事務を行うこととしていた茨城租税債権管理機構の規約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成16年10月16日から平成17年3月28日までに効力を生じた茨城租税債権管理機構を組織する市町村の合併等に係る改正を別紙のとおり行うものとする。

〈別 紙〉

○今回の規約改正に係る市町村及び合併期日

- (1) 常陸大宮市 平成16年10月16日
(大宮町、山方町、美和村、緒川村、御前山村)
- (2) 日立市 平成16年11月1日
(日立市、十王町)
- (3) 常陸太田市 平成16年12月1日
(常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村)
- (4) 那珂市 平成17年1月21日
(那珂町、瓜連町)
- (5) 水戸市 平成17年2月1日
(水戸市、内原町)

- (6) 城里町 平成17年 2月 1日
(常北町, 桂村, 七会村)
- (7) 稲敷市 平成17年 3月22日
(江戸崎町, 新利根町, 桜川村, 東町)
- (8) 坂東市 平成17年 3月22日
(岩井市, 猿島町)
- (9) 筑西市 平成17年 3月28日
(下館市, 関城町, 明野町, 協和町)
- (10) かすみがうら市 平成17年 3月28日
(霞ヶ浦町, 千代田町)
- (11) 取手市 平成17年 3月28日
(取手市, 藤代町)

茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約

茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表1（第2条関係）

水戸市	日立市	土浦市	古河市	石岡市	結城市	龍ヶ崎市	下妻市
水海道市	常陸太田市	高萩市	北茨城市	笠間市	取手市	牛久市	
つくば市	ひたちなか市	鹿嶋市	潮来市	守谷市	常陸大宮市	那珂市	
筑西市	坂東市	稲敷市	かすみがうら市	茨城町	小川町	美野里町	
城里町	大洗町	友部町	岩間町	岩瀬町	東海村	大子町	旭村 鉾田町
大洋村	神栖町	波崎町	麻生町	北浦町	玉造町	美浦村	阿見町
河内町	玉里村	八郷町	新治村	伊奈町	谷和原村	真壁町	大和村
八千代町	千代川村	石下町	総和町	五霞町	三和町	境町	利根町

別表第2（第6条関係）

選挙区	選挙区の関係市町村
第1区	水戸市, 笠間市, 東茨城郡内町, 西茨城郡内町
第2区	常陸太田市, ひたちなか市, 常陸大宮市, 那珂市, 那珂郡東海村, 久慈郡大子町
第3区	日立市, 高萩市, 北茨城市
第4区	鹿嶋市, 潮来市, 鹿島郡内町村, 行方郡内町
第5区	龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, 守谷市, 稲敷市, 稲敷郡内町村, 北相馬郡利根町
第6区	土浦市, 石岡市, つくば市, かすみがうら市, 新治郡内町村, 筑波郡内町村
第7区	結城市, 下妻市, 水海道市, 筑西市, 真壁郡内町村, 結城郡内町
第8区	古河市, 坂東市, 猿島郡内町

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成17年3月22日

坂東市長職務執行者 野口正夫

記

岩井市外5か町公平委員会への加入及び岩井市外5か町公平委員会規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、平成17年3月22日から、岩井市外5か町公平委員会に加入し、岩井市外5か町公平委員会規約を別紙のとおり変更する。

〈別紙〉

岩井市外5か町公平委員会規約の一部を改正する規約

岩井市外5か町公平委員会規約（昭和35年公平委規約第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

坂東市外4か町公平委員会規約

第2条中「岩井市外5か町公平委員会」を「坂東市外4か町公平委員会」に改める。

別表中「猿島町、岩井市、境町」を「境町、坂東市」に改める。

附則

この規約は、平成17年3月22日から施行する。

岩井市外5か町公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び岩井市外5か町公平委員会規約の変更に関する協議書（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、平成17年3月22日から、岩井市外5か町公平委員会に坂東市が加入し、岩井市外5か町公平委員会規約を変更する。

平成17年3月 日

総和町長 白戸 伸久

五霞町長 大谷 隆照

三和町長 舘野 喜重郎

境町長 野村 康雄

坂東市長
職務執行者 野口 正夫

清水丘診療所事務組合
管理者 野口 正夫

【事務の委託について】

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成17年3月22日

坂東市長職務執行者 野口 正夫

記

清水丘親水公園の管理に関する事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、平成17年3月22日をもって別紙のとおり清水丘親水公園の管理に関する事務の委託に関する規定を制定し、同日から三和町に清水丘親水公園の管理に関する事務を委託する。

〈別 紙〉

清水丘親水公園の管理に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、坂東市は、清水丘親水公園の管理に関する事務（以下「委託事務」という。）を三和町に委託する。

（経費の負担及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、三和町の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

第3条 委託事務に要する経費は坂東市の負担とし、坂東市はこれを三和町に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、三和町長が坂東市長と協議して定める。

第4条 三和町長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、三和町歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（連絡会議）

第5条 三和町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度連絡会議を開くものとする。ただし、坂東市長の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くものとする。

（条例等改正の場合の措置）

第6条 委託事務の管理及び執行について適用される三和町の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、三和町は、予め坂東市に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該条例等の全部又は一部が変更された場合、三和町長は遅滞なく当該条例を坂東市長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、坂東市長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

い。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の実施に関し必要な事項は、三和町長と坂東市長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成17年3月22日から施行する。
- 2 坂東市長は、この規約の告示の際、併せて、委託事務に関する三和町の条例等が坂東市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

資料 11 新市本予算

平成17年6月に開催された第1回坂東市議会6月定例会において可決された平成17年度予算は次のとおりである。

(単位：千円)

会 計 別		本年度予算
一 般 会 計		18,465,000
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	6,038,000
	老人保健特別会計	3,984,100
	介護保険特別会計	1,758,000
	介護事業特別会計	44,600
	公共下水道事業特別会計	1,401,000
	農業集落排水事業特別会計	800,000
	水道事業会計	1,556,262
	小 計	15,581,962
合 計	34,046,962	

一般会計歳入歳出事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

1	市税	6,292,367
2	地方譲与税	696,000
3	利子割交付金	30,000
4	配当割交付金	8,000
5	株式等譲渡所得割交付金	900
6	地方消費税交付金	500,000
7	ゴルフ場利用税交付金	88,000
8	自動車取得税交付金	212,000
9	地方特例交付金	177,000
10	地方交付税	4,140,000
11	交通安全対策特別交付金	8,800
12	分担金及び負担金	198,140
13	使用料及び手数料	122,742
14	国庫支出金	1,714,456
15	県支出金	715,422
16	財産収入	6,778
17	寄附金	2,362
18	繰入金	1,019,863
19	繰越金	300,000
20	諸収入	410,270
21	市債	1,821,900
歳 入 合 計		18,465,000

歳 出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	本年度予算額の財源内訳			
		特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	299,639				299,639
2 総務費	2,577,280	187,082	7,800	96,961	2,285,437
3 民生費	4,501,770	1,639,155		310,557	2,552,058
4 衛生費	1,627,087	54,601	10,500	17,237	1,544,749
5 労働費	134				134
6 農林水産業費	1,036,526	66,247	125,000	10,733	834,546
7 商工費	321,940	14,888		21,688	285,364
8 土木費	2,457,260	250,814	619,300	24,638	1,562,508
9 消防費	827,850	5,256	30,400	9,936	782,258
10 教育費	2,992,428	211,835	258,800	529,456	1,992,337
11 公債費	1,793,084			39,945	1,753,139
12 諸支出金	2				2
13 予備費	30,000				30,000
歳 出 合 計	18,465,000	2,429,878	1,051,800	1,061,151	13,922,171

資料 12 国・県の支援事業

○合併市町村幹線道路緊急整備支援事業

合併した市町村の道路整備を支援する「合併市町村幹線道路緊急整備支援事業」の対象道路として、(仮称)上出島・上岩井線(国道354バイパスの一部)、(仮称)上岩井・八幡線(結城坂東線バイパスの一部)の2路線が、平成16年12月22日に県知事の指定を受け、新市が行う新規幹線道路整備に要する費用の一部に、県の財政支援が受けられることとなった。

県が実施する事業と合わせることにより、工事期間を大幅に短縮することができ、国道354バイパス及び結城坂東線バイパスの早期全線開通が図れることとなった。

岩建都発第129号
猿企発第420号
平成16年12月10日

茨城県知事 橋本 昌 様

岩井市長 石 塚 仁太郎
猿島町長 野 口 正 夫

合併市町村幹線道路緊急支援事業の支援対象道路の指定申請について

このことについて、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業に関する基本要項第5条第1項の規定に基づき、下記の道路について申請いたします。

記

(1)

1. 路線名：(仮称)上出島・上岩井線

2. 位置：岩井市大字上出島より岩井市大字岩井まで
3. 延長：約1.3km
4. 概要：(別添) 概要書のとおり

(2)

1. 路線名：(仮称) 上岩井・八幡線
2. 位置：岩井市大字岩井より岩井市大字岩井まで
3. 延長：約1.5km
4. 概要：(別添) 概要書のとおり

道建第777号

岩井市長 石塚 仁太郎 殿
猿島町長 野口 正夫 殿

合併市町村幹線道路緊急整備支援事業支援対象道路の指定

平成16年12月10日付けで指定申請のあった下記の路線について、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業に関する基本要項第5条第2項に基づき支援対象道路に指定します。

記

1. (仮称) かみいずしま 上出島・かみいわい 上岩井線
2. (仮称) かみいいわい 上岩井・はちまん 八幡線

平成16年12月22日

茨城県知事 橋本 昌

合併市町村幹線道路緊急整備支援事業に関する基本要項

(目的)

第1条 この要項は、合併市町村（市町村の合併により設置された新市町村または合併後存続する市町村。以下「新市町」という。）の一体性の確立や均衡ある発展に必要な幹線道路の整備促進を目的とする合併市町村幹線道路緊急整備支援事業（以下「支援事業」という。）に関し、基本的事項を定めることにより支援事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(主旨)

第2条 知事は、合併市町村が合併特例債（以下「特例債」という。）を活用し、知事が指定する幹線道路（以下「支援対象道路」という。）の整備をする場合、その整備が円滑かつ短期間に進むよう支援事業により必要な支援を行うものとする。

(支援の種類)

第3条 支援事業における支援の種類は、支援対象道路の整備に要する費用の助成と整備に係る業務の受託とする。

(支援の内容)

第4条 知事は、支援対象道路の整備に要する費用のうち次の各号に掲げる額の合計の額を、新市町の特例債償還時に毎年度予算の範囲内において助成するものとする。

(1) 特例債償還額(利子を含む。)から交付税措置額を控除した額の10分の7を限度とする額

(2) 特例債の起債対象事業費から起債額(通常充当率分95%)を控除した額の10分の7を限度とする額

2 知事は、新市町の要請により支援対象道路の工事实施に係る調査、設計及び監督等の業務について受託するものとする。

(支援対象道路の指定)

第5条 支援対象道路の指定を受けようとする新市町は、知事に指定の申請を行うものとする。

2 知事は申請のあった道路について、次の各号に掲げる全ての要件に該当するときに支援対象道路の指定をすることができる。

(1) 「市町村建設計画」に位置付けられ、合併特例債を活用して整備される道路であること。

(2) 広域的な交通ネットワークを形成する道路であること。

(3) 全体事業費の規模が、おおむね5億円以上の道路であること。

(整備計画書の提出)

第6条 支援対象道路の指定を受けた新市町は、毎年度、支援対象道路の整備計画書を知事に提出するものとする。

(遂行状況報告)

第7条 知事は必要に応じて支援対象道路の整備遂行状況について新市町に報告を求めることができる。

(その他)

第8条 この要項の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

付則

この要項は、平成16年9月9日から適用する。

○平成16年度茨城県新市町村づくり支援事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市町村合併に伴うまちづくりを支援し、合併後の市町村の均衡ある発展を推進するため県が行う新市町村づくり支援事業(以下「支援事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「合併協議会」とは、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第3条第1項の規定により設置された合併協議会をいう。

2 この要項において「建設計画」とは、合併特例法第5条の規定により作成される市町村建設計画をいう。

(支援事業の協議)

第3条 合併協議会の長は、建設計画を作成しようとするときは、新市町村づくり支援要望書(別記様式。以下「要望書」という。)を知事に提出し、支援事業について協議することができる。

2 合併後の市町村の長は、新市町村づくり支援事業を変更しようとするときは、要望書を知事に提出し、支援事業について協議することができる。

第4条 前条の規定により支援事業について知事に協議することができる事業は、合併後のまちづくりの根幹となるもので、建設計画期間中に、県が事業主体となって実施すべきもの（県が市町村等に対し行う補助事業等を含む。以下「県事業等」という。）とする。ただし、県事業等により整備される施設等の管理・運営に関し、県の負担が生じるもの（県道の管理に係る負担その他の法律に基づき県が負担すべきであるものを除く。）は、知事が特に必要と認める事業を除き、支援事業の対象としない。

（支援事業の決定）

第5条 知事は、要望書が提出されたときは、当該要望書に掲げる県事業等のうち、合併後のまちづくりにおける効果、事業実施の適否等を検討のうえ、建設計画に定めることが適当と認める事業を、支援事業として定めるものとする。

2 支援事業の総事業費（支援事業が複数の県事業等からなる場合にあっては、各県事業等の事業費の合計額をいい、支援事業が複数の年度にわたる場合にあっては、各年度分の事業費の合計額をいう。）は、10億円を限度とする。

3 県が市町村等に対し行う補助事業等が支援事業に含まれる場合においては、当該補助事業等については、県が補助等する金額を当該補助事業等の事業費とみなす。

（支援事業の変更）

第6条 知事は、必要があると認めるときは、支援事業を変更することができるものとする。

（支援事業の決定等の通知）

第7条 知事は、第5条の規定により支援事業を定めたとき又は前条の規定により支援事業を変更したときは、要望書の提出があった合併協議会又は合併後の市町村の長にその旨を通知するものとする。

（支援事業の実施）

第8条 知事は、支援事業として定めた事業の確実な実施に努めるものとする。

（実施状況の通知）

第9条 知事は、支援事業として定めた事業の実施状況について、合併後の市町村の長に通知するものとする。

（委任）

第10条 この要項に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

1 この要項は、平成16年8月4日から施行する。

2 平成13年度茨城県新市町村づくり支援事業実施要項第5条第1項の規定に基づき、知事が定めた支援事業は、この要項第5条第1項の規定に基づき知事が定めたものとみなす。

○市町村合併推進補助金交付要綱

（通則）

第1条 市町村合併推進補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第2

条第1項の市町村の合併（以下「市町村の合併」という。）に関し、その準備又は同条第2項の合併市町村（以下「合併市町村」という。）が実施するモデル事業に要する経費の一部を補助することにより、法の期限である平成17年3月31日までに市町村の合併を円滑に推進することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 自治大臣は、下記に掲げる事業を実施するに当たり、関係する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 合併準備補助金

平成11年度以後に設けられた、先導的な取組を積極的に行っている法第3条第1項の合併協議会（以下「合併協議会」という。）を構成する市町村が実施する市町村の合併の準備に係る事業（以下「準備補助事業」という。）に必要な経費に対する補助金（以下「合併準備補助金」という。）

上記の準備補助事業には、当該合併協議会が行う、同項に規定する市町村建設計画（以下「市町村建設計画」という。）の作成その他の市町村の合併の準備に係る事業を含むものとする。

(2) 合併市町村補助金

合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う第5項に規定する事業で、かつ、全国的な市町村の合併の推進という観点からモデルとなる事業（以下「合併補助事業」という。）に要する経費に対する補助金（以下「合併市町村補助金」という。）

2 合併準備補助金については、前項に規定する市町村に対し、一回に限り交付するものとする。

3 合併市町村補助金については、平成17年3月31日までに行われる市町村の合併により新たに設置され、又は他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村に対し、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く二年度に限り交付するものとする。

4 平成10年度以前において設けられた合併協議会について、平成11年度以後に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6に規定する当該合併協議会を設ける市町村の数の増減又は当該合併協議会の規約の変更により、当該合併協議会の組織に実質的な変更が加えられたと認められるときは、自治大臣は、第1項第1号の規定にかかわらず、合併準備補助金を交付することができる。

5 第1項第2号の事業とは次の各号に掲げるものをいう。ただし、国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に経費の一部を負担し、又は補助している事業は除く。

- (1) 合併市町村において統一的に業務を遂行する上で必要となり、かつ、合併市町村の行政運営の合理化又は効率化に資する事業
- (2) 住民への行政サービスの水準の確保、強化に資する事業
- (3) 公共施設相互間の連携の強化に関する事業
- (4) 合併市町村の区域内における人的・物的交流の促進を図るために必要な事業
- (5) 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な事業
- (6) その他自治大臣が必要と認める事業

（補助金の額）

第4条 前条第1項第1号の合併準備補助金の額は定額とし、その交付決定額の上限は一の市町村につき500万円とする。

2 前条第1項第2号の合併市町村補助金の額は定額とする。ただし、合併市町村補助金の単年度交付決定額の上限は、別表の左欄に掲げる合併関係市町村（法第2条第3項の合併関係市町村をいう。以下同じ。）の人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口）の区分に応じ、同表の右欄に掲げる合併関係市町村ごとの金額を合算した額とする。

3 合併市町村補助金の交付に当たって、特に必要と認めるときは、自治大臣は、市町村の合併が行われた日の属する年度から当該年度に続く二年度までの間に、一の年度の補助の合計額が単年度交付決定額の上限の三倍に相当する額を超えない範囲で当該市町村に対し交付することができる。この場合において、当該市町村に対して交付することができる合併市町村補助金の総額は、単年度交付決定額の上限の三倍に相当する額を超えない範囲とする。

(交付の申請)

第5条 第3条第1項第1号の合併準備補助金又は同項第2号の合併市町村補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けようとする市町村(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、別途自治大臣の定める期日までに別記様式第1による交付申請書を自治大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(準備補助事業に必要な経費又は合併補助事業に要する経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(別表)

(金額は千円単位)

合併関係市町村人口	
～ 5,000 (人)	20,000
5,001 ～ 10,000 (人)	30,000
10,001 ～ 50,000 (人)	50,000
50,001 ～ 100,000 (人)	70,000
100,001 ～ (人)	100,000

○ 平成16年度茨城県市町村合併特例交付金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、市町村の合併に伴う財政需要の増大にかんがみ、合併市町村(市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「特例法」という。)第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。)に対し財政的援助を行うことにより合併による広域行政の円滑な推進を図るため、合併市町村に対し予算の範囲内において茨城県市町村合併特例交付金(以下「交付金」という。)を交付するものとし、交付金の交付については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付対象市町村)

第2条 交付金の交付対象市町村は、合併市町村とする。

(合併関連整備重点事業計画)

第3条 交付金の交付を受けようとする合併市町村は、あらかじめ、合併の日以後当該合併の日の属する年度の翌年度から起算して5年度までの期間内に実施する次の各号のいずれかに掲げる合併関連整備重点事業(以下「重点事業」という。)に係る計画(以下「重点事業計画」という。)を記載した合併関連整備重点事業計画書(様式第1号)を作成し、知事の承認を受けなければならない。

(1) アイデンティティを高めるための事業

市町村章、歌の作成等のC I事業、住民交流事業等

(2) 広域的・効率的行政サービスを行うための事業

広域的サービスシステム(電算システム等)の整備事業、広域的、大規模又は高度な施設整備事業等

(3) 記念事業として行う施設整備事業

モニュメント、記念公園等の整備事業等

(4) 行政格差是正のための事業

保健・福祉施設整備等行政サービスの格差是正のための事業等

(5) その他知事の認める事業

- 2 前項各号の事業は、特例法第5条に規定する市町村建設計画に位置付けられた事業でなければならない。ただし、前項第1号、第2号及び第5号の事業並びに市町村建設計画策定後の特別の事情により緊急に実施すべき事業で知事の認めた事業については、この限りでない。
- 3 合併後の速やかな行政サービスに資するために、合併の日前に合併関係市町村（特例法第2条第3項に規定する合併関係市町村をいう。以下同じ。）が実施した第1項各号に掲げる事業（合併関係市町村の地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第5項の規定による廃置分合の議決以後に実施したものに限る。）で、知事が特に認める事業については、第1項の規定にかかわらず、重点事業計画に位置付けることができる。
- 4 第1項に規定する重点事業計画を変更しようとする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(交付対象事業)

第4条 交付対象事業は、重点事業計画に基づき合併市町村が実施する重点事業（交付対象経費（交付対象事業の実施に要する経費から事務費（ソフト事業の実施のため必要な事務費を除く。）、人件費、維持補修費その他の経常的な経費を控除したものをいう。以下同じ）の額が各重点事業について100万円以上のものに限る。）とする。

(交付金の額)

- 第5条 各年度において交付する交付金の額は、各年度における交付対象経費の額（その額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の総額以内とする。
- 2 1合併市町村に交付する交付金の総額は、当該合併市町村に係る合併関係市町村数に2億5千万円を乗じて得た額を限度とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、合併市町村が新たに他の市町村と合併した場合（以下「再合併」という。）において、当該再合併が既に交付金の交付の対象となった合併と実質的に同一の合併と認められるときは、当該再合併に係る交付金の総額は、当該再合併に係る合併関係市町村数から1を減じた数に2億5千万円を乗じて得た額を限度とする。

(交付金の交付申請)

第6条 第3条第1項の規定による承認を受けた合併市町村が、交付金の交付の申請をしようとするときは、別に定める期日までに茨城県市町村合併特例交付金交付申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付決定の通知)

- 第7条 規則第7条の規定による通知は、茨城県市町村合併特例交付金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。
- 2 知事は、交付金の交付の決定を行う場合において、当該交付金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ期日)

第8条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の市町村合併特例交付金交付決定通知書の送付を受けた日から30日とする。

(交付対象事業の内容変更等)

第9条 第7条第1項の規定による交付金の交付決定の通知を受けた合併市町村（以下「事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ茨城県市町村合併特例交付金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象事業の内容又は交付対象経費の配分を変更しようとするとき（交付対象経費の20パーセント

未満の額の変更で、交付金の額に増減を生じない場合を除く。)

(2) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事業者は、交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 事業者は、交付対象事業について、知事が必要と認めて指示を行ったときは、市町村合併関連整備重点事業遂行状況報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業者は、交付対象事業が完了した場合は、完了した日から起算して30日を経過した日又は平成15年3月31日のいずれか早い日までに茨城県市町村合併特例交付金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 事業者は、第13条第1項ただし書の規定による概算払を受けた場合は、実績報告書提出の際、概算払精算書を併せて提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第12条 交付金の確定額は、実際に支出した交付対象経費に係る額の合計額又は交付金の交付決定の額のいずれか低い額とし、交付金の額の確定の通知は、茨城県市町村合併特例交付金交付額確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(交付金の交付方法)

第13条 交付金は、交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が事業遂行上必要と認めるときは、交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができるものとする。

2 事業者は、概算払を受けようとするときは、茨城県市町村合併交付金概算払請求書（様式第8号）を知事に提出するものとする。

(証拠書類の保存)

第14条 事業者は、交付対象事業に係る収支を記載した帳簿を備えるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を重点事業計画の終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第15条 この要項により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

(交付金の地方債上の取扱い)

第16条 交付対象事業が地方債を財源とする場合には、当該地方債を充当した後の事業者の負担額に対し、交付するものとする。

(委任)

第17条 この要項に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

資料 13

岩井市・猿島町合併関係年表

期 日	内 容
平成13年4月4日	市町村合併研究会を設置〔岩井市〕（以後12回会議開催）
平成13年6月7日	猿島郡市町合併担当課長会議発足 ・第1回会議開催（以後11回会議開催） （古河市・岩井市・総和町・五霞町・三和町・猿島町・境町の2市5町） ※第4回会議以降、古河市、総和町参加せず。
平成13年8月1日	市町村合併研究会を設置〔猿島町〕 ・第1回会議開催（以後3回会議開催）
平成14年4月23日	猿島郡市町合併担当課長会議で「猿島地域市町合併に関する報告書」作成（岩井市・五霞町・三和町・猿島町・境町の1市4町）
平成14年5月20日	市町村合併研究会で市町村合併に関する報告書を作成。市長へ報告〔岩井市〕
平成14年5月24日	猿島地域市町合併懇話会発足 ・第1回会議開催（以後5回会議開催） （古河市・岩井市・総和町・五霞町・三和町・猿島町・境町の2市5町）
平成14年8月9日	境町議会合併推進特別委員会設置
平成14年9月9日	猿島町議会市町村合併調査特別委員会設置
平成14年9月20日	岩井市議会市町村合併推進特別委員会設置
平成14年12月3日	猿島地域市町合併懇話会主催で、総務省自治行政局課長補佐からの合併説明会開催
平成14年12月17日	岩井市長、猿島町長、境町長間において協議
平成14年11月 ～ 平成15年2月	岩井市、猿島町、境町の1市2町において住民説明会を実施するとともに、住民アンケートを実施 〔住民説明会〕 【岩井市】平成15年1月18日～2月2日まで9箇所を実施 【猿島町】平成14年11月12日～12月14日まで20箇所を実施
平成15年1月28日	県職員派遣申請
平成15年2月26日	岩井市長、猿島町長、境町長間において協議
平成15年3月12日	岩井市長、猿島町長、境町長が1市2町の合併推進について共同記者会見
平成15年3月25日	岩井市・猿島町・境町合併研究会設置要綱を施行
平成15年3月26日	猿島地域市町合併懇話会を解散
平成15年4月1日	岩井市・猿島町・境町職員、県派遣職員を合併研究会事務局へ配置
平成15年4月3日	岩井市長、猿島町長、境町長が茨城県知事へ合併重点支援地域の指定申請
平成15年4月11日	合併重点支援地域の指定
平成15年4月11日	第1回岩井市・猿島町・境町合併研究会開催
平成15年4月21日	第2回岩井市・猿島町・境町合併研究会開催
平成15年4月30日	岩井市、猿島町、境町の各議会で臨時議会開催 法定合併協議会設置議案議決
平成15年5月14日	岩井市・猿島町・境町合併協議会（法定合併協議会）設置 第1回岩井市・猿島町・境町合併協議会
平成15年6月5日	第2回岩井市・猿島町・境町合併協議会
平成15年7月7日	第3回岩井市・猿島町・境町合併協議会
平成15年8月6日	第4回岩井市・猿島町・境町合併協議会
平成15年9月8日	第5回岩井市・猿島町・境町合併協議会
平成15年10月1日	岩井青年会議所が「市民のための合併対話集会」を開催
平成15年10月9日	第6回岩井市・猿島町・境町合併協議会
平成15年11月1日 ～ 平成15年11月30日	新市名称を公募 1市2町内に居住する小学校4年生以上を対象に公募
平成15年11月10日	第7回岩井市・猿島町・境町合併協議会
平成15年11月28日	第1回新市名称検討小委員会
平成15年12月5日	第8回岩井市・猿島町・境町合併協議会
平成15年12月17日	第2回新市名称検討小委員会

平成15年12月26日	第3回新市名称検討小委員会
平成16年1月13日	第4回新市名称検討小委員会
平成16年1月16日	第9回岩井市・猿島町・境町合併協議会
平成16年1月21日	第5回新市名称検討小委員会
平成16年2月1日	第6回新市名称検討小委員会
平成16年2月3日	第7回新市名称検討小委員会
平成16年2月9日	第10回岩井市・猿島町・境町合併協議会
平成16年3月2日	第11回岩井市・猿島町・境町合併協議会
平成16年3月18日	境町議会において、「岩井市及び猿島町と合併することについて町民の意志を問う住民投票条例」を可決
平成16年3月29日	第12回岩井市・猿島町・境町合併協議会
平成16年4月20日	第13回岩井市・猿島町・境町合併協議会
平成16年4月21日	1市2町の新市建設計画（案）の県知事との事前協議提出
平成16年5月11日	第14回岩井市・猿島町・境町合併協議会
平成16年5月20日 ～	合併に関する住民説明会を開催 （岩井市、猿島町、境町と岩井市・猿島町・境町合併協議会の共催）
平成16年6月9日	岩井市、猿島町、境町の1市2町内18会場で開催
平成16年5月28日	第15回岩井市・猿島町・境町合併協議会
平成16年6月18日	茨城県議会「市町村合併に伴う新生活圏づくり調査特別委員会」において、岩井市、猿島町、境町の1市2町による新市建設計画について審議
平成16年6月25日	第16回岩井市・猿島町・境町合併協議会
平成16年6月28日	1市2町の新市建設計画（案）の県知事との本協議提出
平成16年7月5日	境町議会において、「岩井市及び猿島町と合併することについて町民の意志を問う住民投票実施を求める決議案の採択について」の議案が可決
平成16年7月7日	1市2町の新市建設計画（案）の県知事との本協議、異議ない旨の回答
平成16年7月9日	第17回岩井市・猿島町・境町合併協議会 境町長から岩井市・猿島町・境町合併協議会開催休止の申請 岩井市長、猿島町長から境町長へ合併協議に関する申し入れ書
平成16年7月26日 ～	岩井市、猿島町での合併推進について、各市町で住民説明会開催 【岩井市】7月26日～7月30日、3箇所で開催
平成16年7月30日	【猿島町】7月26日～7月29日、4箇所で開催
平成16年8月6日	岩井市、猿島町の各議会で臨時議会を開催し、岩井市・猿島町法定合併協議会設置を議決。岩井市・猿島町合併協議会を設置
平成16年8月12日	第1回岩井市・猿島町合併協議会
平成16年8月30日	第2回岩井市・猿島町合併協議会
平成16年8月30日	岩井市、猿島町の1市1町の新市建設計画（案）の県知事との本協議提出
平成16年9月12日	境町で「岩井市及び猿島町と合併することについて町民の意志を問う住民投票」を実施 開票の結果、反対8,699票、賛成6,124票で反対票が賛成票を上回る
平成16年9月22日	茨城県議会「市町村合併に伴う新生活圏づくり調査特別委員会」において、1市1町による新市建設計画について審議
平成16年9月24日	岩井市、猿島町の1市1町の新市建設計画（案）県知事より異議ない旨の回答
平成16年9月24日	境町長から、岩井市長、猿島町長に対して、1市2町の合併協議会（岩井市・猿島町・境町合併協議会）からの離脱の申し入れ
平成16年9月27日	第3回岩井市・猿島町合併協議会 合併協定調印式
平成16年10月7日	岩井市、猿島町の両市町議会の臨時議会にて、合併関連議案を議決 合併協定締結報告・合併申請式
平成16年12月10日	合併市町村幹線道路緊急整備支援事業の支援対象道路の指定申請
平成16年12月16日	平成16年第4回茨城県議会定例会で市の廃置分合議案を可決
平成16年12月21日	茨城県知事が市の廃置分合を処分決定し、総務大臣へ届出
平成16年12月22日	合併市町村幹線道路緊急整備支援事業の支援対象道路の指定決定
平成17年1月20日	総務大臣による廃置分合の官報告示
平成17年2月27日	猿島町町制施行50周年記念式典及び閉町式典

平成17年3月3日	第4回岩井市・猿島町合併協議会
平成17年3月5日	岩井市閉市式典
平成17年3月18日	閉庁式（岩井市，猿島町）
平成17年3月21日	岩井市・猿島町合併協議会の廃止
平成17年3月22日	坂東市誕生，坂東市岩井庁舎・坂東市猿島庁舎開庁式